

Business News

第8号

三井住友海上経営サポートセンターでは、会員企業の経営者の皆さまから各種経営相談をお受けしています。また、Business News を定期的にお届けして皆さまに各種経営情報をご提供いたします。今回は、12月に発表された「平成20年度税制改正大綱」のうち、中堅・中小企業に最も重要な事業承継税制について、税理士法人 赤坂見附総合事務所の寄稿をお届けいたします。現在、会員の皆さまにEメールアドレスをご登録いただいております。今年4月より、Business News のファックス配信は中止させていただきますので、未登録の方はお早めに下欄登録用紙にアドレスをご記入のうえ、ご返信願います。

平成20年度税制改正大綱（事業承継税制）について

平成21年度税制改正において、事業承継税制として事業の後継者を対象とした「取引相場のない株式にかかる相続税の納税猶予制度」が創設される予定です。その要旨は以下の通りになります。

- ① 事業承継相続人が、非上場会社を経営していた被相続人から相続等によりその会社の株式等を取得しその会社を経営していく場合には、その事業承継相続人が納付すべき相続税額のうち、相続等により取得した議決権株式等（相続等の結果、その会社の発行済議決権株式の総数等の3分の2に達するまでの部分）に係る課税価格の8.0%に対応する相続税の納税を猶予する。
 (注1)「事業承継相続人」とは、同族関係者と合わせてその過半数を保有し、かつ、その同族関係者の中で筆頭株主である後継者に限る。
 (注2)会社を営んでいた被相続人は、その会社の発行済株式等について、同族関係者と合わせてその過半数を保有し、かつ、その同族関係者（事業承継相続人を除く）の中で筆頭株主であったことを要する。
- ② 事業承継相続人が納税猶予の対象となった株式等を死亡の時まで保有し続けた場合など一定の場合には、猶予税額を免除する。
- ③ 事業承継相続人が、相続税の法定申告期限から5年の間に、事業を継続していないと認められる場合には、その時点で、猶予税額的全額を納付する。
- ④ この特例の適用を受けるには原則納税猶予対象株式等を担保に供しなければならない。

<具体例> 被相続人が株式6億円（発行済株式の全て）保有し、事業承継相続人がすべて相続

$$6\text{億円} \times 2/3 \times 8.0\% = 3\text{億}2,000\text{万円}$$

$$3\text{億}2,000\text{万円} \times 5.0\% (\text{相続税最高税率}) = \underline{1\text{億}6,000\text{万円}} \text{が納税猶予}$$

実際に決定されれば、中小企業にとって大変有利な改正となり、事業承継をスムーズに行うための選択肢が増えることとなります。

(税理士法人 赤坂見附総合事務所)

Business News は、Eメール発信に移行しますので、未登録の会員の方は、至急FAXまたはEメールで配信先アドレスをご登録ください。

経営サポートセンター (keiei_support@ms-ins.com) 宛Eメールで「氏名・会社名」をお送りいただけますと、正確なアドレス登録ができます。FAXの場合は、下欄にご記入のうえ 03-3259-7402 にお送り願います。

会社名・役職		お名前	様
電話・ファックス	TEL - -	FAX - -	
Eメール・アドレス	メール配信先のご登録		

ご記入頂いたお客様の情報は、弊社セミナーのご案内や情報提供のために利用させていただきますので、ご了承願います。

このニュースは三井住友海上経営サポートセンターの会員様に発信しております。 Eメール : keiei_support@ms-ins.com

三井住友海上火災保険(株) 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台 3- 9 TEL03-3259-6721 / FAX03-3259-7402